

## 規制の事前評価書

政策の名称	1,2-ジクロロプロパンに係る労働者の健康障害防止対策のための規制強化	担当部局名	労働基準局安全衛生部	作成責任者名	労働衛生課 椎葉 茂樹 化学物質対策課長 奈良 篤	評価実施時期	平成25年6月
法令案等の名称・関連条項	労働安全衛法施行令の一部を改正する政令案 【関係条項】 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第14条、第31条の2、第57条第1項、第65条第1項、第66条第2項及び第113条						
規制の目的、内容及び必要性等	<p>1,2-ジクロロプロパンは、印刷業、金属製品製造業、化学工業等で幅広く使用されている。一方、1,2-ジクロロプロパンは、バイオアッセイ研究センターのがん原性試験によってラット及びマウスにおいてがん原性を示すことが報告されており、また、大阪の印刷工場で従事した労働者について、1,2-ジクロロプロパンが原因で胆管がんを発症した蓋然性が極めて高いとされたことから、人に対する発がん性のおそれのある物質であると判断される。</p> <p>このため、平成24年度に、1,2-ジクロロプロパンを取り扱う作業場における1,2-ジクロロプロパンによる労働者のばく露実態調査を実施し、国による労働者の健康障害に係るリスク評価を実施した。その結果、1,2-ジクロロプロパンについては、ばく露リスクが高いことが確認され、相当の労働者が当該物質にばく露する危険にさらされている実態が明らかとなった。</p> <p>労働者の1,2-ジクロロプロパンによるばく露防止等の健康障害防止対策を充実するため、1,2-ジクロロプロパンを労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号。以下「令」という。)別表第3第2号に掲げる特定化学物質(第2類物質)に指定する等の改正を行う。これにより、事業者に新たに作業主任者の選任、作業環境測定の実施、特殊健康診断の実施を義務付ける。</p> <p>また、1,2-ジクロロプロパンを譲渡し、又は提供する者に対して、容器、包装等への名称等の表示を義務付ける。(以下これらの規制を合わせて「本規制」という。)</p>						
想定される代替案	国の“通達”による作業主任者の選任、作業環境測定の実施、特殊健康診断の実施等の措置の指導						
規制の費用(注)	費用の要素	代替案の場合					
1 遵守費用	本規制により、事業者等に新たな措置を義務付けることに伴い発生する主要な費用は、以下のとおりである。 ・作業主任者の選任(技能講習の受講料:数千円~) ・作業環境測定の実施(年間数万円~) ・特殊健康診断の実施(一人当たり年間数千円~) ・容器・包装への表示(年間数万円~)	国の通達による行政指導を受けて対策に取り組む事業者等にあっては、次の費用が発生する。 ・作業主任者の選任(技能講習の受講料:数千円~) ・作業環境測定の実施(年間数万円~) ・特殊健康診断の実施(一人当たり年間数千円~) ・容器・包装への表示(年間数万円~)					
2 行政費用	国において、本規制の新設に伴う費用、人員等の増減はない。 ※ 現行規制において、ベンゼン等他の有害物に対しても既に労働者の健康障害防止を図っており、本規制も同様の枠組みのものであることから、行政の費用が増加することはない。	国において、代替案に伴う費用、人員等の増減はない。 ※ 現行規制においても化学物質による健康障害防止のための周知・指導を行っている。					
3 その他の社会的費用	特になし。	特になし。					
規制の便益	便益の要素	代替案の場合					
	【労働者への便益】 1,2-ジクロロプロパンのばく露の防止等により、労働者の職業がん等の発症による健康障害を防止することができる。	【労働者への便益】 企業によっては、必要な対策が十分に実施されない可能性があり、労働者の職業がん等の発症による健康障害の防止に対する効果は限定される。					
	【事業者への便益】 健康障害防止措置を実施することにより、労災の補償リスクを低減することができる。また、労災補償保険法による保険給付の総量が抑えられることにより、事業者全体にとって、保険料負担の軽減につながるものである。	【事業者への便益】 企業によっては、必要な対策が十分に実施されない可能性があり、労災の補償リスクを低減する効果は限定される。また、事業者全体にとって、保険料負担を軽減する効果は限定される。					
	【国民全体への便益】 労働者の健康確保と事業者の経営の安定化が図られる。	【国民全体への便益】 労働者の健康確保と事業者の経営の安定化が図られる効果は限定される。					
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	本規制は、労働者の職業がん等の健康障害の防止に資するものである。 本規制により事業者の遵守費用は増加するものの、ベンゼン等他の有害物に対しても既に労働者の健康障害防止を図っており、今回の規制も同様の枠組みのものであることから、行政の費用が増加することはなく、事業者の費用負担の増を考慮しても、ばく露防止対策等の義務付けは適当と判断する。 一方、代替案(国の通達による行政指導)では、事業者に法的な義務を伴わないことから、企業で必要な対策が十分に実施されず、そのため、労働者の職業がん等の発症防止等について効果が限定される。 したがって、全ての事業場において1,2-ジクロロプロパンによる労働者の健康障害防止措置を履行させるため、通達による指導(代替案)ではなく、法的拘束力をを持つ本規制案を採用すべきである。						
有識者の見解その他関連事項	「化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会」(座長:菅野誠一郎(独)労働安全衛生総合研究所環境計測管理研究グループ部長)の報告書において、以下のとおり記載されている。  ○化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会報告書(抜粋) 5 健康障害防止措置の検討結果 (1) 1,2-ジクロロプロパン 1,2-ジクロロプロパンを含有する洗浄剤を用いた洗浄・拭きの作業については、リスク評価において、区間推定上限値(上側5%値)が二次評価値を大きく超えるばく露がみられたことから、健康障害の防止のため、特定化学物質障害予防規則(昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。)の「エチルベンゼン等」と同様に、作業環境測定の実施や発散抑制措置等を講じることが必要である。 また、1,2-ジクロロプロパンの有害性を勘案し、作業の記録の保存(30年間)等が必要となる特化則の特別管理物質と同様の措置を講じることが必要である。						
レビューを行う時期又は条件	国際機関等における発がん性等の評価の見直し、1,2-ジクロロプロパンによる労働災害の多発等の場合に見直しを行う。						